

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 賃金と賃金統制

第三章 賃金統制の展開過程

第一節 賃金統制の開始

満州事変以後、日本経済は軍需インフレ景気に転じたが、日中戦争への突入を契機として、かかる傾向にいつそう拍車がかけられた。産業は軍需景気にわき、物価の騰貴とともに貨幣賃金もかなりの上昇を示した。第48表に明らかごとく、とりわけ一九三八年（第一次賃金統制令実施の前年）以後の上昇率が顕著であった。重工業では熟練労働者の不足が叫ばれ、かれらをめぐる引抜き争奪戦が深刻化してきた。一部に高賃金を求める労働移動現象もみられた。こうして労働移動を制限するとともに、賃金についてもなんらかの統制を実施することが必要となった。（注1）

すでに一九三八年四月には、実質的に「政府の独裁を白紙委任するもの」（注2）といわれた「国家総動員法」が公布されていた。賃金統制令（一九三九年三月三十一日、勅令第一二〇八号、四月一日実施）および賃金臨時措置令（一九三九年一月一八日勅令第七〇五号）は、その他の多くの戦時労働行政令とともに、国家総動員法にもとづいて制定されたものであった（注3）。こうして従来、自由な契約にゆだねられていた賃金決定にわが国ではじめて国家権力が介入し、ここに国家的賃金統制が実施されるにいたったのである。次に、賃金統制令の内容を述べることにしよう。

（注1）賃金統制令の制定理由について厚生省当局は次のごとく説明している。「……今次事変を契機とする軍需産業時局関係事業の殷盛に伴ひ、此の方面に於ける賃金が甚だしく不統制且乱調を示し来り、其の趨勢としても益々昂騰の傾向を示し、斯る状態を放置することは総動員目的の達成に尠からざる障害を来す惧れがあり、軍需を充足し生産力の拡充を完からしめる為には現下の物価統制と相俟って賃金の統制を行ひ其の恒常性を維持することが極めて必要となつたのである。更に又、時局関係事業に於ける熟練職工の不足は之等の者の争奪引抜きを著しく深刻化し、其の結果は国策遂行上重要な事業に於ける生産に尠からざる支障を来し之が対策として国家は之等経験労働者の移動を人為的に制限するの外なきに至つたのであるが、……労働者の移動制限の円滑な運行を図り其の完璧を期する為にも賃金を適当に調整することが必要となつて来たのである」（「労働時報」一九三九年四月号）。

（注2）揖西光速「昭和経済史」一三九ページ。

（注3）国家総動員法の第六条は次のように規定していた。「第六条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ従業条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」

一九三九年三月に制定された賃金統制令——第一次賃金統制令と呼ばれている——の適用範囲は、当初、金属・機械器具工業および鉱山等のいわゆる時局産業に限定されていた。のち一九四〇年七月には拡大されて、広く鉱工業全体に及んだ。おもな規制内容は次の三点であった。すなわち、(1)事業主に対する賃金規則の作成と届出の義務づけ、(2)未経験労働者の初任給の公定、(3)賃金額と賃金形態についての変更命令、などであった。(1)は、常時五〇人以上の労働者を使用する事業主に義務づけられ、そして地方長官は不適當な場合には賃金規則の変更を命ずることができた。(2)についていえば、中央賃金委員会——その設置は同令によっている——の諮問にもとづ

き、まず工場・鉱山の男子未経験労働者の初給賃金（初任給と同義であって、事業主は雇入れ後一定期間——この場合三ヵ月間——この金額で支払うことが義務づけられる）が公定され、一九三九年八月一日告示、同月八日から（鉱山については同五日告示、一二日から）実施された。その実際の金額は第49表のごとくである。今その特徴を挙げれば、全国を大きく四つの地域に分けその標準を決めていること、最高最低の幅を決めているが最低額、最高額を直接決めてはいないこと、年齢別、男女別(注1)に決めていること、産業別には区別がなされていないこと等である。第49表は工業に関するものだが、これとは別に鉱山における未経験労働者の初給賃金も公定された。この場合には、石炭山と金属山・非金属山および坑内夫と坑外夫とはそれぞれ区別されていた。

使用者は雇入れ後三ヵ月間この公定賃金の範囲内の賃金を支払う義務を負った。

右の初給賃金の額は、一般の水準より一〇～二〇%低く、だいたい一カ年さかのぼった一九三八年三、四月の実情を基礎にして、決められたものであった(注2)。これは、賃金統制令が部分的には「賃金保護」的性格を有するとする当局や識者の説明にもかかわらず、実際には低賃金政策にほかならなかったことを明白に物語っている。そしてまた、当時の物価政策（一九三九年五月閣議決定、「物価統制の大綱」）が、日本の物価水準を国際的物価水準に近づけるためそれを10～20%引き下げ、輸出の増進を目標とするものであったことを思えば、第一次賃金統制令のねらいもおのずと明らかであろう。すなわち、それは低物価政策の一環としての賃金切下げ策であったのである。この時期においては国家が賃金額を決定したのはまだ未経験労働者の初任給のみであった。既経験者や三ヵ月後の賃金については、ただ「地方長官労働者ニ支払ハレタル賃金ノ額又ハ其ノ支給方法著シク不相当ト認ムルトキハ事業主ニ対シ将来ニ向ツテ之ヲ変更スベキコトヲ命ズルコトヲ得」（第六条）と規定しただけであって額を決定したわけではなかった。このことからわかるように賃金統制は、当時最も急騰した重工業における未経験労働者の初任給をとりあえず抑制することを第一義的な目標としたのであって、ここにその端緒的、応急的性格をうかがうことができる。

（注1）女子の未経験者初給賃金の決定は約一年おくれて一九四〇年九月になされた。

（注2）北沢新次郎、前掲論文、五五ページ。

（注3）当時、厚生省労働局賃金局長だった大橋武夫氏の談によれば、賃金統制令は、従業者雇入制限令の反動として生ずる賃金切下げのおそれを防止しようとするのが主たる目的だった、という（北沢新次郎、前掲論文、五三ページ）。なお、賃金統制令の政策意図と「物価統制の大綱」との関係については、北沢論文のほか、大河内一男「賃金統制の論理」、同氏「社会政策の基本問題」所収が詳しい。

なお、賃金統制令により、同令実施上の重要問題を諮問する賃金委員会が、中央と道府県および鉱山監督管区ごとに設けられた。中央賃金委員会は厚生大臣広瀬久忠を会長とし、おもな委員には次の諸氏が名をつらねていた。

綾部健太郎、吉田茂、中島弥団次、大田正孝、河上丈太郎、津島寿一、末弘巖太郎、河野密、高橋亀吉、斯波孝四郎。

ところで、同令の適用範囲は機械・金属、鉱山等のいわゆる時局産業に限られており、しかも実際の水準より「一、二割方低いところに固定したため部分的には青少年労力の時局産業より平和部門への逆流傾向すら生じた」（注1）のであった。かくて翌一九四〇年七月適用範囲を拡大し、全製造業に及ぼすことになった。

（注1）寺田一、前掲論文。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
